

鹿児島県の新しい奨学金制度を紹介します



鹿児島の将来を担う人材を育成するため、大学入学時や在学時の経済的負担を軽減する新しい奨学金制度を創設しました。「大学で勉強したい!」「鹿児島で働きたい!」という若者を応援します。

大学等入学時奨学金貸与制度

経済的理由によって、大学などへ進学することが困難な高校生などに、入学時に必要な費用相当額の奨学金を無利子で貸与する制度です。

- 一般枠(500人)
- 地方創生枠(300人)
卒業後に県内に居住、就業するなど一定の条件を満たす場合、奨学金の返還を免除します。
- 明治維新150周年記念特別枠(100人)
特に成績が優れた方に、返還不要の奨学金を給付します。



奨学金の金額や受け取る時期はどうなっていますか?

80万円を一括して、大学などへの入学手続き時に本人に交付します。

誰でも応募できますか?

平成29年4月に大学などへ進学しようとする方で、次の①、②のいずれかに該当する方が対象です。

- ①鹿児島県内の高等学校等に在学する方、または卒業して2年目までの方
- ②鹿児島県内に生活の本拠を有する方の子などで、鹿児島県外の高等学校等に在学する方、または卒業して2年目までの方
※高等学校等=高等学校、専修学校(高等課程)、特別支援学校の高等部

いつから応募できますか?

平成29年4月進学者向けの募集期間は、平成28年6月～9月頃を予定しています。

大学等在学時奨学金返還支援制度

奨学金を借りて大学などを卒業後、県内に居住し、本県の発展に寄与する産業分野に就業した場合に、奨学金の返還を支援する制度です。

- 人材育成枠(70人)
平成29年4月に大学などに進学する高校生などが対象です。
- 地域活性化枠(30人)
平成29年3月および平成30年3月に大学などを卒業しようとする学生、または現在、県外で働いているが、平成29年4月以降、一定期間内に本県の企業などに就業する社会人が対象です。



どんな奨学金が対象となりますか?

対象となる奨学金は、大学など在学习時に貸与を受けていた、独立行政法人日本学生支援機構の「第一種奨学金」(無利子)です。

どういった支援を受けられるのですか?

鹿児島県内の企業などに就業している間、本人が日本学生支援機構に返還した額を1年ごとに確認し、同額を本人へ交付します。返還完了となるまで県内企業などに就業していれば、貸与された全額分が支援されます。

いつから応募できますか?

平成28年6月初旬以降、枠ごとに募集を開始します。

※各奨学金の募集要項など詳しくは、公益財団法人鹿児島県育英財団のホームページをご覧ください。公益財団法人鹿児島県育英財団ホームページ <http://www.kagoshima-ikuei.jp/>

問い合わせ先 県教育庁総務福利課 ☎099(286)5214

選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられます



選挙権年齢の引き下げは、公職選挙法が改正された平成28年6月19日以降、初めて公示される国政選挙(衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙)の公示日以後にその期日を公示または告示される選挙からです。

今年7月に予定されている参議院議員通常選挙では、この制度が適用される見込みです。

選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げた意味と現状

より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持つようになり、主体的に政治に関わる若者が増えることが期待されています。

日本ではこれまで20歳になるまで選挙権がありませんでしたが、海外では「18歳以上」が主流です。世界の191の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。

選挙運動も18歳からできます

18歳以上(有権者)になれば選挙運動ができます。選挙運動ができる期間は、公示・告示日から投票日前日までです。

※選挙運動はその期間や手段などについて、一定の規制があります。



インターネットによる選挙運動

SNSやブログなどのさまざまなインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

【できること】

- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログに書き込む
- ・選挙運動メッセージをSNSで広める(リツイート、シェアなど)
- ・選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する

【できないこと】

- ・候補者や政党など以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

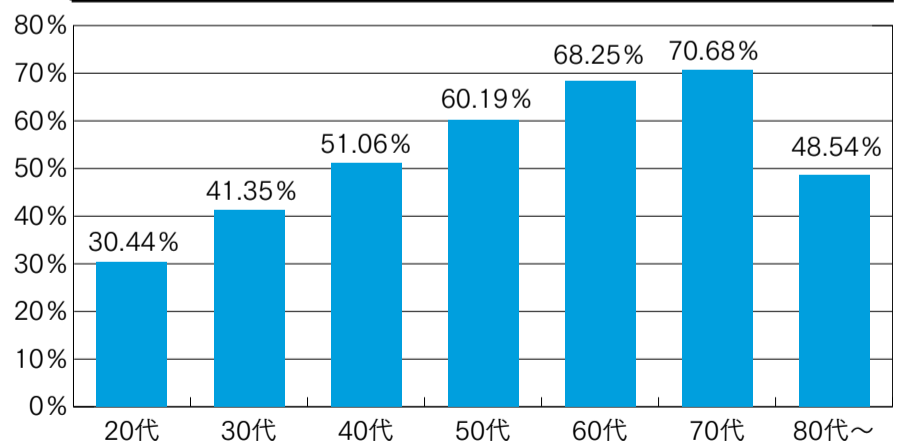
投票に行きましょう

近年、投票率の低下が問題になっており、特に若者の投票率の低さは深刻な状況です。

若者の投票率が低くなると、若者の声が政治に届きにくくなってしまいます。



平成26年12月 衆議院議員総選挙(小選挙区) 鹿児島県の年代別投票率



※各市町村における標準的な投票率を示している投票区を選定して算出した投票率です。県全体の実際の年代別投票率の数値とは合致しない可能性があります。



選挙権は大切な権利です。棄権しないで必ず投票するようにしましょう。

※制度の詳細など詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>

問い合わせ先 県選挙管理委員会 ☎099(286)2237